

NEWS RELEASE



島根銀行

(総合企画グループ)

〒690-0003 松江市朝日町 484 番地 19

Tel (0852) 24-1234 代表

2022年3月11日

「相続手続の共通化」について

株式会社島根銀行（頭取 鈴木良夫）は、お客様の利便性向上を図るため、株式会社山陰合同銀行（頭取 山崎徹）をはじめとした山陰両県内複数の金融機関と、預金等の相続手続にかかる書類・手続きを共通化することとしましたので、お知らせします。

今後とも、お客様の利便性向上に向けた様々な取組みを行ってまいります。

記

1. 実施日

2022年3月14日（月）

2. 共通化の概要

預金等の相続手続において、手続き関連書類を次のとおり共通化いたします。

- 各行にご提出いただく「相続届」の様式・記入方法を共通化
- ご提出いただく確認書類（戸籍謄本）を共通化

3. 共通化の背景

高齢化が進展する山陰地域においては、今後、相続手続の増加が予想されるなか、現状、同じ預金等の相続手続であっても金融機関によって「相続届」の様式・記入方法が異なるほか、ご提出いただく確認書類も異なっておりました。今般、「相続届」の様式および確認書類を統一することで、お客様の負担軽減、利便性向上に繋がるものと考えております。

[注意] 本件は相続手続を共同で行うものではありませんので、各金融機関所定の「相続届」や確認書類のご提出はこれまで同様必要となります。また、被相続人様のお取引内容によっては手続きが一部相違する取り扱いもあります。

4. 今後の予定

相続手続の共通化については、山陰両県内金融機関への更なる拡大を進めていく方針です。

以上

本リリースに関するお問い合わせ先

島根銀行 業務管理グループ

担当：松田 Tel (0852) 24-1237